

平成29年度 あさぎり町議会第2回会議会議録（第5号）						
招集年月日	平成29年6月13日					
招集の場所	あさぎり町議会議場					
開閉会日時 及び宣告	開議	平成29年6月16日	午前10時00分	議長	山口和幸	
	散会	平成29年6月16日	午後2時02分	議長	山口和幸	
応（不応）招議員 及び出席並びに 欠席議員 出席 16名 欠席 0名 ○出席 △欠席 ×不応招	議席番号	氏名	出欠等の別	議席番号	氏名	出欠等の別
	1	市岡貴純	○	9	永井英治	○
	2	難波文美	○	10	皆越てる子	○
	3	加賀山瑞津子	○	11	小見田和行	○
	4	橋本誠	○	12	奥田公人	○
	5	久保尚人	○	13	久保田久男	○
	6	小出高明	○	14	溝口峰男	○
	7	森岡勉	○	15	徳永正道	○
8	豊永喜一	○	16	山口和幸	○	
議事録署名議員	5番 久保尚人 6番 小出高明					
出席した議会書記	事務局長 片山守 事務局書記 林敬一					
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名 出席 ○ 欠席 ×	職名	氏名	出欠等の別	職名	氏名	出欠等の別
	町長	愛甲一典	○	教育長	中村富人	○
	副町長	小松英一	○	教育課長	木下尚宏	○
	総務課長	土肥克也	○	会計 管理者	田中伸明	○
	企画財政 課長	神田利久	○	農業振興 課長	甲斐真也	○
	税務課長	那須正吾	○	商工観光 課長	北口俊朗	○
	町民課長	宮原恵美子	○	建設林業 課長	坂本健一郎	○
	生活福祉 課長	竹下正男	○	上下水道 課長	深水光伸	○
	高齢福祉 課長	上村哲夫	○	農業委員会 事務局長	大林弘幸	○
	健康推進 課長	岡部和平	○			
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					

### 議事日程（第5号）

- 日程第 1 議案第 2号 あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 3号 あさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 4号 平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第 5号 平成29年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第 6号 平成29年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第 7号 平成29年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 報告第 5号 平成28年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
- 日程第 8 報告第 6号 平成28年度繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）の報告について
- 日程第 9 報告第 7号 専決処分した工事請負契約についての決議を一部変更することの報告について
- 日程第10 報告第 8号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
- 日程第11 報告第 9号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
- 日程第12 同意第 1号 あさぎり町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第14 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第15 発議第 1号 ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会の設置に関する決議について
- 日程第16 広報調査特別委員会委員の辞任について
- 日程第17 広報調査特別委員会委員の選任について
- 日程第18 議員派遣の件について

---

### 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 2号 あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第 3号 あさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第 4号 平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第 5号 平成29年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 議案第 6号 平成29年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 6 議案第 7号 平成29年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 報告第 5号 平成28年度繰越明許費繰越計算書（一般会計）の報告について
- 日程第 8 報告第 6号 平成28年度繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）の報告について
- 日程第 9 報告第 7号 専決処分した工事請負契約についての決議を一部変更することの報告について
- 日程第10 報告第 8号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
- 日程第11 報告第 9号 専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について
- 日程第12 同意第 1号 あさぎり町教育委員会委員の任命同意について
- 日程第13 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第14 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第15 発議第 1号 ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会の設置に関する決議について

日程第16 広報調査特別委員会委員の辞任について

日程第17 広報調査特別委員会委員の選任について

日程第18 議員派遣の件について

---

## 午前10時 開 議

●議会事務局長（片山 守君） 起立、礼、おはようございます。着席。

◎議長（山口 和幸君） ただいまの出席議員は16人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。ここで、昨日の一般質問の件について、追加答弁の申し出があっておりましたので、これについて許可をいたします。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） それでは昨日の久保田久男議員の一般質問に対する、最後のほうの私の答弁について、少しだけ補足させていただきたいと思います。上財産区の財産価値というところで、私の手持ちの平成27年に荒試算したものの、算出方法でございますけれども、これは分収林を含んだところでございます。スギ、ヒノキの林齢級1から20齢級まであるわけですが、当時の木材市況から、搬出までの経費、伐採、搬出、市場経費等を差し引いた残りの単価に、スギの場合、500円から1,000円、ヒノキの場合が500円から2,000円、その他、松や雑木は単価200円を推定立木材積に掛けたものの合計が約7億8,100万円でございます。これにプラスすることの、土地の単価、ヘクタール当たり4万円で計算してございますが、これを財産区有林面積1,642ヘクタールに乗じた金額が約6,600万円でございます。合わせて、8億4,700万円という数字を昨日申し上げたと思います。これが当時の27年出しました資料の内訳でございます。かたや議員が言われました、住民説明会時に配られていたチラシに記載されていたという、64億8,000万円の件でございますが、この件につきましては、平成24年9月議会での常任委員会所管毎の決算認定本会議において、上財産区の価値はどれだけかという質疑に対しまして、当時の農林振興課長が非常に概算ではありますというのを前置きした上で、54億8,000万円になる旨の答弁があつてることを、会議録で確認できたことを合わせて補足させていただきたいと思ます。以上でございます。

### 日程第1 議案第2号

◎議長（山口 和幸君） 日程第1、議案第2号、あさぎり町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を改めて求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 本日はですね、幾つかの議案を提案いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。議案第2号、あさぎり町職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） おはようございます。それでは、あさぎり町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。提案理由にございましたとおり、今回、二つの法律の改正に伴いまして、町の育児休業等に関する条例を改正するものでございます。今回のこの法の改正の目的といたしましては、仕事と家庭の両立支援に対するものでございます。町職員の育児休業等に関するものにつきましては、大きく二つの改正点がございます。まずは、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和すること、二つ目が育児休業等の対象となる子の範囲を拡充すること。この2点が大きな改正の内容となっております。それでは、新旧対照表に基づいて、御説明申し上げます。5ページをお願いいたします。この中ほどの第2条、第3号ア（イ）を改正するものでございますが、ここが1点目の非常勤職員の育児休業の取得要件として、必要な任用期間を緩和するものでございます。具体的には、現行ではその任用期間が、子供が2歳になるまででございました。それを、子供が1歳6カ月になるまでということで、任用期間を短く、緩和するものでございます。次に次ページ、6ページの中ほどでございます。新たに第2条の2の条項を追加しております。ここにつきまして、育児休業等の対象となる子の範囲を拡充する事項でございます。今回の法改正によりまして、育児休業の対象となる子を、特別養子縁組の看護期間中の子、養子縁組里親に委託されている子、これは法で明文化されております。加えて、その他これらに準ずるものとして条例で定めるものという規定がなされましたので、その規定に基づきまして、町の条例で定めるものでございます。具体的には、実親の同意が得られないため、養子縁組ができない養育里親である職員に委託されている子という、準ずる定義を条例で定めるものでございます。これまでは、法律上の子、実子、または養子に限られていたものを、今申し上げました子の範囲まで拡大するものでございます。この範囲の拡大に伴いまして、以降、必要な改正を行っております。特に、8ページになりますが、第3条、この条項は育児休業を再度取得できる特別の事情を定めるものでございます。次の第4条につきましては、育児休業を原則、再度延長することはできない規定となっておりますが、これも特別の事情により延長する規定でございます。少し飛びますが、第10条でございます。ここも再度の育児短時間勤務について、取得できる特別の事情を規定するものでございまして、この三つの特別の事情につきまして、先ほどの対象となる子の範囲を拡充する改正に伴って改正するものでございます。最後に18条でございます。12ページでございます。18条につきましては、部分休業の承認の規定でございます。これにつきましては、先般、職員の勤務時間条例でもう既に制度化しております介護時間と部分休業の関係を新たに定義づけたものでございます。以上、法の改正に基づき所要の改正を今回提案するものでございます。なお、この改正につきましては、公布の日から施行することとしております。以上、説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第2号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第2号は原案のとおり可決されました。

## **日程第2 議案第3号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第2、議案第3号、あさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第3号、あさぎり町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について提案いたします。提案理由を申し上げます。介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要があります。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） それでは、議案第3号について説明を申し上げます。今回の一部改正につきましては、介護保険法施行規則の一部改正が、本年の3月31日に交付をされまして、即日施行されたことに伴い、本条例を改正するものとなっております。3枚目の新旧対照表で説明をいたします。左枠内の現行条文の中で、第4条第1項第3号中、主任介護支援専門員に続く括弧書きの中の、表記上アンダーラインの部分削除する内容となっております。前回3月の定例日において、議案第44号で、同じ条例の主任介護支援専門員の資格免許の更新制の導入に伴いまして、改正を議決をいただいております。その後において、この主任介護支援専門員の定義につきまして、明確に規定するために、再度省令の改正が行われたことに基づきまして、今回、条例を改正するものでございます。この点につきましては、主任介護支援専門員の資格要件は、基本的には市町村長の裁量では認められていないものでございますので、今回の改正に合わせて、町の関係条例の一部改正を行いますものでございます。改正の理由といたしまして、前回の改正で主任介護支援専門員は5年を超えない期間ごとに、更新研修の受講が義務づけられましたけれども、受講する時期において、法令上不明確な部分があったということでございまして、実質には5年よりも短い期間で更新される場合が、専門医や都道府県によっては異なるといった問題が生じたため、今回再度の改正があったものでございます。具体的には研修を受講する時期を明確にするために、法施行規則の中で、5年を超えない期間毎を、5年を経過する毎という内容に施行規則が改正をされたものでございます。1枚戻っていただきまして、改め文をご覧いただきたいと思っております。今回の改正に伴いまして、附則においては、附則第2の3行目、平成29年度改正省令とありますように、3月に改正された内容とした経過措置として、新たに規定をいたしております。施行期日につきましては、公布の日といたしております。この経過措置によりまして、施行日に関しては、遡及適用の必要もございませんので、施行期日を省令改正に合わせて、特定する必要もないということでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第3号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

### **日程第3 議案第4号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第3、議案第4号、平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第4号、平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について提案いたします。平成29年度あさぎり町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによります。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,565万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ99億5,950万2,000円とするものでございます。詳細につきましては、それぞれ担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） おはようございます。それでは平成29年度あさぎり町一般会計補正予算（第1号）について説明をさせていただきます。1ページをお開けいただきたいと思います。続きを読ませていただきます。第1条第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。7ページをお開けいただきたいと思います。歳入です。企画財政課の分ですが、上段の目1地方交付税、補正額、普通交付税2,993万8,000円、合計の43億202万5,000円となっております。これは今回の補正の財源として、補正を行っているところです。平成28年度の交付税の見込み額を44億1,200万程度を見込んでおりまして、普通交付税の残額が一応3億1,000万程度、現在見込んでおるところです。すいません、平成28年度と言いましたが、平成29年度の交付税です。交付税はですね、7月一応算定となっておりますので、まだ確定ではございません。今のところ、見込みで上げているところです。それから8ページをお開けいただきたいと思います。歳出です。8ページの下段のほうですけれども、下段から9ページですね、ほうにかけてですけれども、目7企画振興費の中の、節19負担金補助及び交付金、地域づくり団体助成金60万円です。これにつきましては、あさぎり町のまちづくり運動支援を、運動事業を支援するというふうなことで、助成金を出しておりますが、これは地域の特性や個性を生かした町並みや景観、産物や人、イベントづくりなど、他のモデルとなる取り組みで、その地域を活性化しようとする行政区又は団体を支援するというふうな目的で助成金を出しているところですが、当初予算では、昨年から引き続いてですね、行われている団体、2団体とそれから、平成29年度で新規として2団体の分の予算を計上しておりましたが、平成29年度に入りまして、この申し出がですね、結構ありまして、今回補正をするものでして、今現在、継続でされる団体と、それから新規でされる団体7団体ほど、今これ要望も含めたところですが、上がってきておりまして、今後の見込みも含めまして、一応60万予算を計上させていただいております。それから続きまして、次の目17ふるさと寄附対策費、節、委託料、ふるさと寄附申し込み受付業務委託料として27万5,000円を計上しております。これにつきましては、当初予算でも、4万9,000円ほど計上しておりますけれども、それが基本プランの方の分を計上しておりまして、今現在あさぎり町ではふるさとチョイスのですね、プランの中で、これはどういったものかといいますと、最新情報を投稿したりとかするものがございまして、例えば、あさぎり町で球磨牛がいいものが入ってますよというふうなことで、このポータルサイトで告知をしますと、それを見た方々たちがですね、すぐに寄附をしていただくというふうなことで、告知等を今現在行っております。以前はこれ、月5回ほどできていたんですが、それが若干この制度がですね、仕組みが変わりまして、このふるさとチョイスというふうなところに、今あさぎり町は加盟しておりますけれども、松竹梅というふうな3段階のケースがございまして、その中から選んで行うというふうなことになっております。あさぎり町は梅チョイスというふうなところを、一応選んで行っておりますが、これは年間36回ですね、そういった情報を上げることができるというふうになっておりまして、この金額がですね、ふるさと納税の金額に1%を掛けたものに、消費税を掛けた金額を納めるというふうになっておりまして、その差額がですね、出てきましたので、その分を今回補正させていただいているというふうなことです。本来なら当初予算で掲げるべきだったんですが、この部分をですね、若干誤って計上しておりますので、その分を今回補正させてい

ただいております。以上、企画財政課の補正分について、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 総務課長。

●総務課長（土肥 克也君） では続きまして、総務課所管分を御説明申し上げます。総務課所管分の歳入予算での補正はございません。次に、歳出予算でございますが、まず給与費におきまして、今回、本年4月1日付けの人事異動での調整と、退職手当組合及び共済組合に対する負担金率の改定に伴う補正を行っております。給与費を支出する科目全般にわたり補正を行っているものでございまして、これは後ほど提案されます特別会計予算の補正においても、同様のものがございます。給与費の補正の総額は、給与費明細に示しておりますので、20ページの給与費明細により御説明申し上げます。まず、特別職におきましては、長等におきまして、共済費を11万6,000円増額補正しております。これは共済組合費負担金率の引き上げによるものでございます。なお、その他の特別職において、報酬を59万2,000円減額しておりますが、この補正につきましては、後ほど担当課から御説明申し上げます。次に、21ページの一般職でございますが、冒頭に申し上げましたとおり、本年4月1日付けの人事異動による調整を行っているものでございます。その上で、退職手当組合負担金率の引き上げ、引き下げでございます。失礼しました。退職手当組合負担金率の引き下げ、共済組合負担金の引き上げに伴い、補正を行っておるものでございます。特に、退職手当負担金につきましては、その負担率が20%から18%に引き下げられたことから、下表、退職手当の欄のとおり1,449万2,000円の減額となるものでございます。続きまして、8ページにお戻りください。下のほうにございますが、項6財産管理費でございます。節13委託料を103万7,000円計上しております。これは公共施設を貸し付けるに当たって、適正な貸付料を算定するために、不動産鑑定を委託するための委託料を補正するものでございます。今回の公共施設につきましては、旧岡原中学校と旧免田給食センターでございます。旧岡原中学校につきましては、貸付更新でございまして、旧免田給食センターにおきましては、新たな借り入れ申請に基づくものでございます。以上、総務課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 税務課長。

●税務課長（那須 正吾君） 税務課所管分を御説明申し上げます。9ページの歳出をお願いいたします。1番下の目1税務総務費、節13委託料の165万4,000円を計上しております。昨年4月の熊本地震の影響によりまして、球磨管内でも地殻変動がっております。あさぎり町内におきましても、南方向に6センチ程度の座標値のずれが生じております。それに伴いまして、税務課の地図データを、地震後の座標値に変換する必要が出てまいりましたので、パラメーター返還業務委託料の155万6,000円を計上しております。その下は昨年の地震後に新たに座標値計測を行った140カ所の座標値をシステムに取り込む、2級基準点データ取り込み業務委託料9万8,000円を計上しております。以上で、税務課所管分の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（竹下 正男君） おはようございます。それでは、生活福祉課所管分について御説明を申し上げます。歳入はありませんので、歳出の10ページをお願いいたします。中ほどの款3民生費、目1社会福祉総務費ですが、人件費ですので、総務課長の説明通りですので、私のほうからは、節3のですね、職員手当等の時間外勤務手当につきまして、説明申し上げます。これにつきましては、特別弔慰金のですね、申請がお済みでない方のですね、対応分の時間外の計上となっております。次に、11ページをお願いいたします。目7社会福祉施設費、補正額が52万6,000円で、内容といたしましては、節3の職員手当の時間外勤務手当につきましては、各温泉施設の、温泉施設等のですね、事業概要が固まってきたところでの時

間外の計上でございます。その下の節12 役務費の建築確認申請手数料28万ですが、建築基準法に基づくもので、ヘルシーランドの改修のための確認を受けなければなりませんので、その手数料と完了検査の申請手数料でございます。次の款3 民生費の目1 救護施設総務費ですが、先ほど総務課長より説明がありましたとおりの人件費でありますので、説明は割愛させていただきます。以上で生活福祉課所管の補正予算の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） それでは、高齢福祉課所管分の補正予算の説明をいたします。まず、歳入7ページをお願いいたします。目3 雑入、節1 雑入で消費税等に係る仕入れ控除税額納付金として、10万3,000円を計上いたしております。平成27年度に地域介護福祉空間整備推進事業で実施し、交付額が確定しましたJA球磨さんの福祉の里「木綿葉」の施設整備事業交付金の実績報告額300万円に基づきまして、国の交付要綱に基づきました仕入れ控除税額の返還相当額として、算定されました金額の納付通知がっております。その金額10万3,503円の受け入れを歳入で行うものでございます。続きまして、歳出をお願いいたします。10ページをお開きください。人件費につきましては、説明省略いたします。1番下の枠となります。目2 老人福祉費、節23 償還金利子及び割引料10万4,000円、歳入で説明いたしました消費税等に係る仕入れ控除税額国庫納付金10万4,000円を計上いたしております。歳入で説明しましたJA球磨地域からの納付を受けまして、国に納付するものでございます。次の11ページをお願いいたします。1番上の段、最上段で、節28 繰出金として、介護保険特別会計への繰出金163万円を減額いたしております。内容といたしましては、3月31日付けで、定年退職いたしました地域包括支援センターの職員1名分の人件費につきまして、予算措置しておりました特別会計の減額に伴いましての減額となっております。これにつきましては、地域支援事業における町の負担金割合19.5%分で算定した額と、当初予算との差額を今回繰出金の減額分として計上いたしましたものでございます。以上で、高齢福祉課所管分の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 健康推進課長。

●健康推進課長（岡部 和平君） 健康推進課分の補正予算の説明を申し上げます。12ページをお願いいたします。款4 衛生費の目7 健康づくり推進事業費です。節23 償還金利子及び割引料10万1,000円です。平成28年度の自殺対策推進事業費補助金の返還金でございます。熊本地震により開催できなかった相談事業等の費用に係る補助金の返還が主なものでございます。以上、健康推進課分の説明を終わります。よろしく願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） それでは、農業振興課所管分の補正予算につきまして説明いたします。農業施設費並びに農地整備関係の工事につきましては、別紙のとおり、別紙としてお手元に配付しておりますので、資料にて確認をお願いいたします。歳入からとなります。7ページをお願いいたします。2枠目の目1 農林水産業費分担金、節1 農業費分担金の町営土地改良事業受益者分担金12万円の増額につきましては、平成29年度事業に係る当初申請により、あさぎり第11の阿蘇地区の用水路改修が採択されたことによる地元負担分となります。次に、3枠目の目4 農林水産事業費県補助金、節2 農業費補助金の農業農村整備事業推進交付金517万5,000円は、平成29年度事業に係る当初申請により採択された、町が実施するあさぎり第11の用水路改修420万円と、百太郎土地改良区が実施する取水ゲート更新30万円、上村土地改良区が実施する、揚水ポンプ等改修67万5,000円となりますが、これは工事に係る国、県分の補助金となります。多面的機能支払制度推進交付金につきましては、事務費の内報額により増額するものです。産地パワーアップ事業補助金の2,182万8,000円につきましては、イチゴの高設システムを当初県事



業の攻めの園芸生産対策事業により実施する計画でしたが、補助金枠が確保できないために、関係農家6件の同意をいただきまして、国の産地パワーアップ事業に変更し、申請するもので、資材導入費の2分の1補助により実施することとしたものです。経営体育成支援事業助成金の692万8,000円は、国の平成29年度当初予算に係る事業に3件の経営体を申請し、予算配分を受けたもので、今回の県の採択基準では9ポイント以上の経営体が採択されております。あさぎり町の採択された経営体は、いずれも45歳以下で5年度以内の新規就農者で、平均が10.3ポイントとなっております。続きまして、13ページをお願いいたします。歳出となります。目4農業振興費、節19負担金補助及び交付金、農業振興補助金の3,590万円の増額につきましては、当初予算で3年間の事業として、毎年3,000万円の予算を計上し、農業者への農業機械・施設の支援対策を計画しておりましたけれども、今年度の申請では予算額を大きく上回る申請をいただき、関係農家の方々が、施設導入を強く要望されている状況でありましたので、今回、3,500万円を翌年度から前倒しさせていただきまして、申請期間中に要望をいただきました農業者に対する予算措置をお願いいたします。また、メロン、キュウリ部会からの春メロンのしおれ対策や夏場の暑い日差しからキュウリの焼けを防止するための、遮光目的とあわせ、農作業での健康管理面も含めた対策として、寒冷紗の導入支援の要望がありましたので、90万円をお願いするものです。目5農業経営基盤強化促進対策事業費、節19負担金補助及び交付金の692万8,000円につきましては、国の平成29年度当初予算に係る経営体育成支援事業で3件の経営体が予算配分を受けたもので、総事業費が約2,308万2,300万円となるものです。目8水田農業経営確立対策事業費、節19負担金補助及び交付金の産地パワーアップ事業補助金2,182万8,000円につきましては、イチゴの高設システムを6件の農家の方が取り組まれ、あわせてラップ機械3台の導入を行うもので、同額を歳入で受け入れ、部会へ支出するものです。目9農業施設管理費、節11需用費の修繕料82万4,000円の増額ですが、有機センターのプロウアーの修繕と久鹿地区の久鹿農村公園の敷地内にあります、天子公園の歩道の石積みが水で洗われ空洞化しており、危険な状態となっておりますので、修繕を行うものです。節13委託料の自家用電気工作物保安管理委託料20万7,000円につきましては、薬草加工所の整備が完了するため、電気工作物の保安管理をお願いするものです。節14使用料及び賃借料の冷蔵庫リース料は、深田ふれあい会に指定管理している、ふれあい物産館の施設内に設置された冷蔵ショーケースが老朽化により、夏場に機械が熱を持ち停電するために、7年のリースとして設備を交換するものです。目12農業振興地域整備促進事業費83万7,000円の増額につきましては、当初予算におきまして、農業振興地域に係る5年に1度の全体見直しを行うために、あさぎり町農地利用調査委員設置要綱に基づき、前ページの12ページにありますけれども、目1農業委員会費の中で、農業委員報酬を計上しておりましたが、それを賃金に組み替えまして、計画の調査をお願いすることとしておりました。しかしながら、調査につきましては、現在約400筆に及ぶ非農地判断されている農地について、現地の確認による写真管理や、図面作成事務とあわせまして、農用地として、編入する農地の事務整理も必要であり、事務処理が複雑化するため、業務を補うために、6カ月の臨時職員の雇用をお願いし、全体見直し内容を整理した後に、農業委員会や農業振興地域整備促進協議会委員の方へ確認をいただくように事務を進めたいと見直しを行いましたので、今回、目12の事業費へ臨時職員の雇用のために事務を進めたいために、節4共済費並びに節7の賃金の計上をお願いし、12ページの農業委員会費に当初計上しました報酬を減額させていただくものです。目14多面的機能支払い制度事業費の節3職員手当等と、節11需用費につきましては、推進費交付金の内報額が増額となったことにより、事務費の調整を行うものです。14ページをお願いいたします。目16農地費ですが、平成29年度に係る当初申請により採択された事業について、増額するものです。節13委託料の測量設計委託料100万円と、節15工事請負費500万円は、あさぎり第11、須恵阿蘇地区の用水路改修に伴う測量設計業務委託と工事請負費になります。節19負担

金補助及び交付金の熊本県農業農村整備事業推進交付金97万5,000円につきましては、土地改良区が事業主体となる分に対する県補助金になりますが、町が受け入れ、各土地改良区へ支出することとなっております。今回、百太郎溝土地改良区が実施する取水ゲート更新30万円と、上村土地改良区が実施します、揚水ポンプ等の改修工事分67万5,000円となります。以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 商工観光課長。

●商工観光課長（北口 俊朗君） はい、商工観光課所管です。9ページをお開きください。中段に、目19地域おこし協力隊費、節14材料及び賃借料、駐車場使用料1万8,000円を計上させていただいております。地域おこし協力隊着任研修等、交流研修が増えてきているという現状がありますので、既に不足が生じておりますので、1万8,000円を計上させていただいております。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） それでは、建設林業課分です。7ページをお願いいたします。歳入の上から3枠目、農林水産業費県補助金でございます。林業費補助金、特用林産物施設化推進事業補助金150万円でございます。これは県の単県事業でございます。500万円を上限に、県が事業費の10分の3を補助するもので、町を通して事業者に対して補助金を交付するものでございます。事業内容は歳出の方で説明をいたしたいと思っております。次に歳出、14ページをお願いします。2枠目でございます。14ページ、林業費補助金、19負担金補助及び交付金、先ほど歳入と同じく、特用林産物施設化推進事業補助金200万円でございますが、事業内容といたしましては、免田地区3名の方で、キクラゲの菌床栽培を主に行われるのに、ハウス2棟と関連の栽培棚、保冷庫を設置されるもので、この事業に対しまして、県の補助金150万円と、町は事業費の4分の1補助金50万円、あわせて、200万円を補助するものでございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、それでは、上下水道課分につきまして、説明をさせていただきます。12ページをお願いいたします。中ほどにあります、目10水道費の補正でございます。節19負担金補助及び交付金、水道事業特別会計補助金を平成29年度公営企業会計繰入基準の変更がございましたので、起債償還元金及び利子分、負担区分率の変更によりまして、繰入額を減額するものでございます。節24の投資及び出資金、水道事業会計出資金を、水道事業特別会計への補助金の減額によりまして、歳入が不足することとなりますので、起債償還元金分を計上したものでございます。次に、16ページをお願いいたします。中の段の目1下水道費の補正でございますが、下水道事業特別会計予算の補正に伴い、不足する一般財源として、繰入金をお願いするものでございます。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育長（木下 尚宏君） はい、それでは、教育課所管分について説明申し上げます。歳出になります。16ページをお願いします。最下段になります。目3教育振興費、節25積立金、42万3,000円を計上いたしております。学校の施設、国庫補助事業を受けて整備した建物につきましては、目的外に転用する場合、補助金相当額を国に返還する必要があるがございます。ただ、基金に積み立てをすることで、有償で貸与又は譲渡ができますことから、旧深田中学校の校舎を使用されておりました民間企業への貸付分を、今回積み立てを行うものでございます。貸付期間につきましては当初、平成27年の3月から平成30年の2月までの契約になっておりましたが、平成28年8月までと期間が変更されておりますので、その期間の積立額を計上しております。次ページになります。項2小学校費、目1学校管理費、それからその下の段、項2中学校費の目1学校管理費についてでございますけれども、節1報酬、4共済費、9旅費につきまして、端

数の関係上、1,000円の違いはございますけれども、それぞれ同額を増額・減額をさせていただいております。教育課において、特別支援教育支援員12名を任用しておりますけれども、各学校の支援を要する児童生徒、また教職員の配置状況を考慮しまして、当初予算計上時から変更しまして、小学校の支援員配置数を配置数を10名から11名、中学校の支援員配置数を2名から1名に、本年度4月から配置替えを行いましたことから、補正をお願いするものでございます。その下でございます。目1生涯学習費の節7賃金からの補正につきましては、本年度、11月の18日から19日の2日間、人吉球磨地域で行われます部落解放第30回熊本県研修会の諸費用でございます。7賃金につきましては、マイクロバスの運転手賃金、11需用費の消耗品は、参加資料代、燃料費は、マイクロバスの燃料代、食糧費は、参加者の2日分の弁当代を計上させていただいております。参加者につきましては約150名を予定しております。14使用料及び賃借料は、マイクロバス2台の借り上げ料になります。次のページをお願いいたします。節19負担金補助及び交付金は、この大会の人吉球磨地区実行委員会への負担金でございます。続きまして、目2公民館費、節19の負担金補助及び交付金でございます。74万7,000円を計上しておりますけれども、3月・4月の総会等を終えまして、取り組むことになりました7つの分館の施設整備補助を行うものでございます。次に、その下の段、目1保健体育総務費、節15の工事請負費49万9,000円を減額させていただいております。これにつきましては、昨年度末まで、本庁舎玄関左側に文化スポーツ関連の九州大会、全国大会出場者の告知看板を設置しておりましたけれども、身障者専用駐車場及び通路の整備が行われたことから、告知看板を撤去しております。本年度におきまして、新たに場所を選定いたしまして、看板設置を考えておりましたけれども、国道219の本町交差点、現在「笑顔で声かけあさざり町」の横断幕が掲げてございまして、今後はそこに表示を行うことで、多くの方に告知ができると判断いたしまして減額しております。次に、目2体育施設費、15工事請負費128万9,000円でございます。9月に開催されます県民体育祭のソフトボール会場となっております免田地区総合グラウンド、それから、サッカー会場となっております岡原総合運動公園の両駐車場のラインがほとんど消えておりますので、施設環境を整えまして、大会関係者をお迎えしたい、また、その後も利用者に快適に使っていただけるよう、白線を引くための工事費を計上しております。教育課所管分は以上でございます。よろしくお願いたします。

◎議長（山口 和幸君） ほかに説明漏れありませんか。それではここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時01分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。提案理由の説明が終わりますので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。徳永議員。

○議員（15番 徳永 正道君） 1点だけお尋ねをいたします。農林水産業費の中でですね、産地パワーアップ事業についてでございます。13ページの水田農業経営確立対策事業費で、今回、イチゴの高設システムの整備事業予算が計上されておりますが、補助金以外の農家の自己資金について対象となる農家は、何らかの融資を考えておられるのか、まずもってお尋ねしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） はい、産地パワーアップ事業につきましては、先日農家、JAの方々、お集まりいただきまして協議をしたところでございますけれども、対象農家の方々6件につきましては、すべて近代化資金の融資を希望されて申し込みをされているというところでございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 徳永議員。

○議員（15番 徳永 正道君） もし、融資を受けた場合はですね、当然あの利子も発生するわけでございます。町としてその利子に対する支援策などは、考えておられないか伺いたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） はい、近代化資金の融資につきましては、今回の内容につきましては、5年間が無利子となっております。それ以降につきましてはの支払いにつきまして、金利がかかるというふうなことでございまして、JAのほうに確認したところでありますと、その利子補給に対しまして、町が支援する分につきましては、問題ないということを知っているところです。そういったところで、農家の負担も結構大きくなるものですから、そういったことから、支援策も考えていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 徳永議員。

○議員（15番 徳永 正道君） 支援策も考えていただくということでよろしいですね。是非ですね、対象農家の方々の経営安定強化のためにもですね、お願いしたいと思います。終わります。

◎議長（山口 和幸君） 他に、永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） 9番です。2点についてお尋ねをいたします。ページは10ページですね、民生費の、社会福祉総務費の時間外勤務手当、特別弔慰金の申請されてない方に対する対応と言われましたよね。そういった具体的には、どういった対応をなされるのか、電話とかいろいろですね、そういった対応を具体的にどうなされるのかが1点と、農業振興課課長にお尋ねいたします。久鹿農村公園の天子公園、歩道の修繕ということで出ておりますが、他の農村公園にですね、こういった事例といいますか、そういったことの点検等はどうかお尋ねをいたします。

◎議長（山口 和幸君） 生活福祉課長。

●生活福祉課長（竹下 正男君） はい、お答えいたします。具体的にはですね、対応といたしましては、まず通知を差し上げるということで考えております。そして、その後ですね、電話連絡でして、状況確認させていただいて、それでも、まだわからないところがありましたらですね、訪問をさせてもらおうと、ですから、通知と電話である程度、人数が控られてきますので、残りの方たちの方へ、訪問させていただいてということで考えております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） はい、各施設関係のですね、点検等につきましては、トイレの施設とかあるところはですね、トイレの掃除を毎月お願いしておりますので、そういった方々に、周囲も確認いただいているところでございます。また、職員も台風後とか、地震後とかですね、そういったときには、各施設を訪問したりして、確認はしておりますけれども、どうしても全部見渡すということも毎月はできませんので、見かけられた住民の方からの御意見もいただいて、そういった修繕カ所がありましたら、早目に修繕をしているところでございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 永井議員。

○議員（9番 永井 英治君） はい、特別弔慰金についてはですね。そうやっていただきまして、ここ1年ですよね、確か申請の期間がですね。本当に約半分200件ぐらいまだ未申請だったですかね。そういったことで、それこそ私も遺族会の一員でありますので、よろしくお願ひしたいと思います。それから農業農村公園、町内12カ所ございますので、大変なこととはわかっておりますが、業務委託といいますか、そういう管理をされているのは、およそその地区の方だと思っておりますので、地区の方とも連携をとっていただきまして、この久鹿農村公園の、この現場は実際私の近くで、私の地区ですので、実際言いますとですね、もう三、四年、空洞の状態は続いとったんですね。実際、上を通っても、このコンクリートの下が空洞になって

おりますが、散歩してもどうにも、そのなんか、崩れる恐れはあってもなかなか崩れないというか、そういったことで、だれも区長さんないし、私たちも気がついていたんですが、町のほうに届けをしなかったということがありますんで、特にこういう公園はですね、子供さんが、大変遊びにこられます。そういったことで、地区の方と行政との農業振興課との連携をお願いしたいと思います以上です。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） はい、貴重な御意見いただきましてありがとうございます。地区のほうもですね、そういった区長さんとか、近所の方々にもお声かけをしまして、そういったいろいろな不備がありましたら、お知らせいただくようにしたいと思います。よろしくをお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 他に。市岡議員。

○議員（1番 市岡 貴純君） はい、1番市岡です。先ほどの農業振興課の関連になります。15番議員の関連になりますけれども、産地パワーアップ事業、イチゴの高設栽培、私も携わっておりました。この件に関しては、経験からいたしまして、相当な金額をかけて、今後やっていきたいという意思をしっかりと持っている方々だと思いますので、これに関しましても、農業振興事業、多額のお金を今回そちらのほうにもいただきますが、ぜひともこの支援策を私も後押ししていただきたいと願っております。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） はい、やはりあのこういった施設園芸がですね、段々戸数も少なくなってきてまいりますので、そういった方々に対しましての支援もですね、今後も考えていきたいというふうに考えております。宜しくをお願いします。

◎議長（山口 和幸君） 他に。難波議員。

○議員（2番 難波 文美さん） 2番、難波です。教育課所管分についてお尋ねいたします。17ページ、こちらで特別支援教育の支援員配置替えがあったということですが、小学校のほうは1名増員、そして中学校は1名減ということなんですが、これまでは2名体制で中学校のほうは支援していただいております。このなぜ1名の減という配置替えになったかお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 教育課長。

●教育課長（木下 尚宏君） はい、支援員の中学校の配置1人、減したということがですね、あさぎり中学校におきましては、支援学級がクラスが増えまして、県職員、いわゆる教職員の方の配置が2名増えております。そういった関係で、支援員を1名減と、後、須恵小学校のほうで通常学級で授業を受けておりますけれども、その支援を要する子供が、かなり多いという要望も須恵のほうから上がってまいりましたので、そちらのほうに1名を増員させていただいております。以上でございます。

◎議長（山口 和幸君） 難波議員。

○議員（2番 難波 文美さん） 説明ありがとうございました。年々ですね、特別支援を要する子供たちが増えている現状でございますので、県のほうからそういう計らいで、中学校のほうに2名のですね、職員が配置されたということで、安心しております。これからもよろしくをお願いいたします。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 他に。皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） はい、10番です。9ページのですね、地域づくり団体助成金というようなことで御説明がありました。で、7団体というように60万の補正をされておりますけれども、当初予算ではたしか40万円だったと思いますけれども、そうすると上限がたしか10万円の支払いだったと思いますけれども、7団体で100万ということに疑問を生じたので、その辺のところの説明をお願いしたいと思います。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） はい、当初はですね、継続されている団体が2団体、それから新規で2団体見込んで40万円の予算計上しておりました。今回、ここに来て申請される団体がですね、希望される団体、そういったところが非常にこう、だんだん多くなってきて、今現在、継続されている団体と新規で約7団体ほどが希望されているというふうな状況です。それでいくと70万で足りるわけなんですけど、さらに今後ですね、希望される団体があるんじゃないかならうかというふうなところで、一応10団体見込んだところでの予算計上を行っているところです。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 皆越議員。

○議員（10番 皆越 てる子さん） わかりました。地域ですね、そのようなまちづくりを作っていただくと結構かと思います。はい、ありがとうございます。

◎議長（山口 和幸君） 他に質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第4号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

#### **日程第4 議案第5号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第4、議案第5号、平成29年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第5号、平成29年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案いたします。平成29年度あさぎり町介護保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ、652万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、20億2,140万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 高齢福祉課長。

●高齢福祉課長（上村 哲夫君） はい、それでは、第2項以降を朗読いたします。2歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。今回の補正予算につきましては、一般会計補正予算でも説明をいたしましたけれども、3月末をもって退職いたしました、地域包括支援センター職員の人件費に係る減額補正予算となっております。まず6ページをお願いいたします。歳入から説明をいたします。今回の人件費の減額に伴いまして、歳入財源である国県支出金と町の負担であります一般会計からの繰入金金を減額するものでございます。順に説明をいたします。まず、国庫支出金でございますが、目2地域支援事業交付金、節2包括的支援事業任意事業交付金で、326万円の減額といたしております。歳出で地域包括支援センターの管理運営に充当する費目でございます、減額する人件費の国の負担割合である39%を乗じて、積算した金額となっております。次に県支出金につきましても、国庫支出金同様に、目1地域支援事業交付金、節2包括的支援事業任意事業交付金で163万円の減額といたしております。県の負担割合であります、19.5%を乗じて積算した金額となっております。

す。次に目3地域支援事業繰入金、節2包括的支援事業、任意事業繰入金で163万円は、一般会計からの繰入金を町の負担割合であります、19.5%を乗じて積算した金額となっております。以上が、歳入合計で652万円の減額となっております。7ページ、歳出予算をお願いいたします。目1地域包括支援センター費は人件費の減額となっております。次の予備費で183万9,000円の追加を計上いたしております。減額する歳出人件費と歳入合計額との差額183万9,000円を予備費で調整を行いまして、歳出合計652万円を減額するものでございます。以上で説明終わります。よろしくをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第5号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって議案第5号は原案のとおり可決されました。

## **日程第5 議案第6号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第5、議案第6号、平成29年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第6号、平成29年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案いたします。第1条、平成29年度あさぎり町水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。詳細につきましては担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） それでは、1ページの第2条から読み上げさせていただきます。平成29年度水道事業特別会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。収入、科目、第1款水道事業収益、補正前の額、3億9,909万5,000円、補正額968万4,000円の減額、3億8,941万1,000円、支出、科目、第1款事業費用、補正前の額3億6,866万1,000円、補正額535万5,000円の減額、計3億6,330万6,000円、次のページをお願いいたします。第3条、補正第4条本文括弧書きの全文を「（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,625万2,000円は、過年度損益勘定留保資金6,920万9,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額704万3,000円で補てんするものとする。）」に改め、資本的収入支出の予定額を次のとおり補正する。収入、科目、第1款資本的収入、補正前の額1億8,305万5,000円、補正額824万5,000円、計1億9,130万円、支出、科目、第1款資本的支出、補正前の額2億6,760万6,000円、補正額5万4,000円の減額、計2億6,755万2,000円、次のページをお願いいたします。債務負担行為、第4条債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定める。事項、上下水道量水器検針及び施設管理業務委託、期間、平成30年度から平成31年度まで、限度額、269万円。第5条、予算第7条に定めた経費の金額を次のように改める。科目、職員給与費、補正前の額5,529万6,000円、補正額731万9,000円の減額、計4,797万7,000円。次の4ページから7ページにかけての、補正予算実施計画書の内容につきましては、16ページ以降の補正予算

説明書で説明させていただきます。16ページをお願いいたします。収益的収入及び支出の収入で、2目他会計補助金の減額は、平成29年度公営企業への繰入基準の起債償還利子分の負担区分が変更されたため減額するものでございます。7目資本費繰入収益の減額は、同様に繰入基準の変更に伴う償還元金分の減額でございます。次に17ページ、支出でございます。1目原水及び浄水費の補正は、須恵今村浄水場前処理ろ過機が目詰まりにより能力が低下しておりますので、土材の抜き取り、ほぐしや、エア配管の改造を行うものでございます。4目総係費の補正につきましては、人件費の補正でございます。5目業務費の補正は、プロポーザルにより選定した業者に、量水器検針業務及び水道施設管理業務を委託しておりますが、その業務の中で、検針業務を現在3人体制で、町内全域を2週間ほどで検針を行っております。前年度、その1名が入院された際にかわりとして、新たに2名を1カ月間の研修を行い、研修を行っていただきましたが、不慣れなため、メーター器の読み間違いや入力ミスが多く発生しております。今後このようなリスクを回避するためにも、検針業務の期間、2週間程度を4人体制とし、相互で業務をカバーできる体制をとるために、7月以降0.5人分の委託料の増額をお願いするものでございます。次の1目支払利息及び企業債取扱諸費の補正は、次のページ最上段の節1公営企業債償還利息を平成28年度借入れ分の利息が確定したために増額をお願いするものでございます。次の3目その他特別損失につきましては、人件費の補正でございます。19ページ、資本的収入及び支出の収入でございますが、1目出資金の補正は、収益的収入で繰入金を減額する必要があったため、償還元金の返済に不足する収入を一般会計出資金をお願いするものでございます。次ページをお願いいたします。支出の1目配水設備整備費の補正は、人件費の補正でございます。8ページをお願いいたします。キャッシュフロー計算書でございます。9ページにありますように、資金増加額4,521万6,000円、資金期末残高3億2,586万8,000円を見込んでおります。次の10ページから11ページにかけては、給与費の明細でございます。次の12ページ、債務負担行為に関する調書でございますが、上下水道量水器検針及び施設管理業務委託、限度額269万円は量水器検針業務の期間の2週間を4人体制で業務を行うために、今年度予算の補正をお願いし、平成30年度から31年度分の債務負担行為をお願いするものでございます。次の13ページから14ページは、予定貸借対照表でございます。資産合計、負債資本合計ともに、46億3,844万2,932円となる見込みでございます。説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ないですね。久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） 5番久保です。17ページの営業費用の1番最終のところの2委託料の中で、今の説明の中でですね、量水器の検針業務で支障を来してしまったので、その分を102万1,000円、今回計上するということなんです、これ業務委託の場合に、業者さんの都合で何らかの支障が来たされた場合に、その分の向こうさんの、言うたら費用が、大きくなる、それをやはり町側が負担をしなきゃならないということなんです。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、この件につきましては、当初の契約をする際に、量水器の検針業務につきまして、事故等で不足する場合には、役場あたりの経験者を御紹介するというところで、業務委託が最初に始まっております。その予定していた経験者の方が、もう既に高齢となられて、業務に携わることができないということになって、できない状態になっておりますので、新たに、人員をどうしても養成しない限りは、検針業務を補充で入れる人がいない状態になっております。これにつきましては、プロポーザルの際に、業者さんの方から提案がありまして、一つの地区を1人の人がずっと今まではやっているんですが、それを、今は3人体制のところ1人が一緒について、その地区の業務を覚えて、その覚えていただいたとこ



ろの担当者が、また今度は違うところについて回って、メーター器の位置等を覚えるためにしばらく研修をして、順番にそういう体制をつくって、4人が全員、ある程度、町内のメーターの位置とか、そういう業務がわかるような状態を作らないと、業者としても、いつ何どき、入院されても、それに対する業務については、責任を負えない状態ですということで、提案がっております。町としまして、前回そういうミス等が多く発生しておりますので、確かに私たちも1回検針業務をやったことがあるんですが、とても、今やっ  
ていらっしゃる人数の3分の1とか、4分の1とかの業務しかできないのはわかっておりますので、一応そういう体制で、一応4人、検針を4人体制を一応つくっていただいて、余裕ができてきたら、昨日の、一般質問でも出ておりましたが、独居世帯あたりに声かけとか、そういう確認もお願いするようにするという  
ことで、4人体制をお願いしたいということでございます。

◎議長（山口 和幸君） 久保議員。

○議員（5番 久保 尚人君） そしたら最初の契約のときにそういう内容であったと、ということですね。そ  
うなんですね。はい。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、最初の業務を委託するプロポーザルを1番最初にしたときに、一応  
もし足りなければ、そういう人がいらっしゃいますからという話になっていたのが発端ではございます。

◎議長（山口 和幸君） はい、久保委員。

○議員（5番 久保 尚人君） 一応、じゃ契約のときに、そういうふうな状況が起こったときは、本来であ  
れば、その経験者を紹介するという契約であったけれども、それができない場合は、もう町のほうできちん  
と見ていくというくださいよという提案があって、それを受け入れた上での契約ということですよ。であ  
れば今後、この事業も経験がある人じゃないとできないということですので、ぜひそういう形で経験者の方  
を増やしていただいて、業務に支障のないように今後していただきたいと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） できるだけ早く、全員ができる体制をとっていただくように、お願いして、  
万全の体制をとるようにしていければと思っております。

◎議長（山口 和幸君） 他にございませんか。加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） すいません。今の質問のちょっと関連なんですけど、一応検針していた  
だく方も支障がないようにという取り組みはもうしていただいているということで、そこはちょっと安心した  
んですけど、そのミスが発生したっていうところがちょっと気になりますけど、検針の間違いとかがあって、  
町民の方に御迷惑がかかっている分のフォローっていうのはきちんとできてるんでしょうか。ちょっとそこが  
心配でしたので。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、検針後にすぐ結構間違われていたのが、けた間違いとか、だったも  
んですから、余りにも極端な金額が上がってきているということで、住民の方から、お電話をいただきまし  
て、すぐに担当職員のほうでメーター器を確認しまして、全部が正常な金額で請求をするようにやり直して、  
請求を発送するまでには調整をして、対処したところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 加賀山議員。

○議員（3番 加賀山 瑞津子さん） 一応、町民の方からですね、我が家に来るのに今回は料金が高くなっ  
てますっていうのは必ず書いてありますので、メーター使い過ぎじゃないですかっていう啓発が必ず表には  
書いてあるんですけど、もしかして御高齢者の方とか、そういう方が見られない方とかがあればというのが、  
ちょっと心配だったもんですから、一応もう今度4人体制でまたとっていかれるということですが、そうや

ってこう何か不測の事態があったときの対応というのはですね、チェックしていただきながら進めていただければと思います。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、今のチェックについてですが、検針員さんの検針が終わりますと、コンピューターのほうにデータを入力して、料金の請求の事務に入るんですが、その前に、金額が大幅に増えたところあたりは、一度チェックを入れまして、その状態がどうだったのかを、検針員と確認をして、それでも不備があるようなところについては、また担当のほうで再度確認をしておりますので、そういうミスが、極力ないようには、対処しているところでございます。

◎議長（山口 和幸君） 他に、ありませんね。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第6号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

## **日程第6 議案第7号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第6、議案第7号、平成29年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 議案第7号、平成29年度あさぎり町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について提案いたします。平成29年度あさぎり町の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ7億6,853万9,000円とするものでございます。詳細につきましては、担当課長より説明申し上げます。どうか審議の上、可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） はい、2項から読み上げさせていただきます。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。3ページをお願いいたします。第2表債務負担行為でございます。下水道事業企業会計移行業務委託料、期間、平成30年度から平成31年度まで、限度額、2,760万円。これにつきましては、下水道事業会計を平成32年度から公営企業会計に移行するための業務を今年度から、平成31年度までの1年の業務として、今年度計上している1,140万円と合わせて、限度額3,900万円で、プロポーザルによる業者の選定を行うために計上させていただいたものでございます。次の量水器検針業務委託料、平成30年度から31年度まで、69万2,000円につきましては、先ほど水道事業会計のときに申し上げましたものと同じものでございます。5ページをお願いいたします。歳入の目1下水道事業一般会計繰入金は、今回の補正によりまして不足する歳入として、一般会計から繰り入れを受け入れるものでございます。次の歳出で、目2下水道維持費の補正につきましては、職員の人件費の補正

でございます。それと、節13委託料の検針業務を水道事業同様、4名体制とするため、0.5人分を補正するものでございます。目4下水道建設費につきましては、職員人件費の補正でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。ありませんね。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから議案第7号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

### **日程第7 報告第5号～日程第8 報告第6号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第7、報告第5号、平成28年度繰越明許費繰越計算書、一般会計の報告についてから、日程第8、報告第6号、平成28年度繰越明許費繰越計算書、下水道事業特別会計の報告についてを、一括して行います。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第5号、平成28年度繰越明許費繰越計算書、一般会計及び報告第6号、平成28年度繰越明許費繰越計算書、下水道事業特別会計の報告につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づき、繰越計算書を調整いたしましたので、報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 企画財政課長。

●企画財政課長（神田 利久君） はい、それでは平成28年度繰越明許費繰越計算書の説明をさせていただきます。一応事業名と、それから翌年度繰越額だけを述べさせていただきます。財源内訳については、ここに記載してありますので、これを見ていただきたいと思います。それから繰り越しの理由につきましては、これまでも説明をしてきておりますので、割愛させていただきます。まず最初に旧須恵中学校跡地用地整備事業、1,202万1,000円。個人番号カード交付事業、125万5,000円。地域介護福祉空間整備事業費補助金、110万円。薬草加工所建設事業、1億5,305万5,000円。産地パワーアップ事業補助金、2,818万9,000円。JAくま栗選果施設整備事業負担金、218万1,000円。農業基盤整備促進事業、1,800万円。平成22年度経営体育成支援事業補助金返還金、5万8,000円。地方創生拠点整備事業、777万5,000円。岡留幸福駅売店改修事業、7,000万円。舗装補修事業、5,500万円。橋梁補修事業、2,420万円。道路改良歩道整備事業、6,754万9,000円。耐震改修促進計画策定事業、355万4,000円。須恵小学校トイレ改修事業、4,730万円。深田小学校トイレ改修事業、6,600万円。あさぎり中学校トイレ改修事業、5,460万円。免田地区体育館改修事業、6,392万2,000円。以上、翌年度繰越額、合計6億7,575万9,000円となっております。以上、説明にかえさせていただきます。

◎議長（山口 和幸君） 上下水道課長。

●上下水道課長（深水 光伸君） 下水道事業特別会計分につきましても、一般会計同様、事業名、翌年度繰越額の読み上げとさせていただきます。ストックマネジメント基本計画策定業務委託、1,326万4,0

00円の繰越額でございます。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。それぞれについて質疑ありませんか。ありませんか。  
（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

### **日程第9 報告第7号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第9、報告第7号、専決処分した工事請負契約についての議決を一部を変更することの報告についてを行います。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第7号、専決処分した工事請負契約についての議決を一部変更することについて報告いたします。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願ひします。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） はい、それでは裏面をお開けください。専決第7号、専決処分書、地方自治法第180条第1項及び町長の専決処分事項の指定に関する条例第2条第1号の規定に基づき、次のとおり専決処分したので報告いたします。工事請負契約の締結についての議決の一部変更について、平成28年1月29日に議会の議決を経たあさぎり町菓草加工所新築工事請負契約の締結についての一部を次のとおり変更するものです。1、変更する事項、契約金額、既決金額2億1,060万円、変更する金額、2億1,330万1,801円、増額270万1,801円に変更する理由ですが、菓草加工所の機械設備工事におきまして、既存の屋内消火栓用ポンプが旧深田中学校校舎の北側に設置されておりますが、老朽化が進み、修繕では対応できないため、ポンプの新規更新を行い、今後の施設利用を考慮し、屋内消火栓補給水槽を新たにポンプ小屋に設置し、自動火災報知設備については、現在、旧深田中学校の校舎内に設置されているため、今後の利用が見込まれないことから、新たに整備を行い、菓草加工所の事務棟へ機能を移設するよう、消防署との立ち会いの結果、指示がありましたので、これらの装置設置工事を追加し、整備をしたものでございます。以上で説明を終わります。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。質疑ありませんか。  
（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

### **日程第10 報告第8号～日程第11 報告第9号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第10、報告第8号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてから、日程第11、報告第9号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告についてまでを、一括して行います。提出者の報告を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 報告第8号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について、報告第9号、専決処分した和解及び損害賠償の額を定めることの報告について報告します。地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、報告いたします。詳細につきましては、担当課長より説明いたしますので、よろしくお願ひします。

◎議長（山口 和幸君） 建設林業課長。

●建設林業課長（坂本 健一郎君） それでは、報告第8号の裏面のほうをお願いいたします。専決第5号、専決処分書の規定の根拠につきましては、省略をさせていただきます。和解及び損害賠償の額を定めることについて、次のとおり和解し損害賠償の額を定めることとする。1、相手方、ここに記載のとおりの方でございます。以降につきましては最終ページの、説明資料をもって説明をいたします。1公の施設、具体的な

カ所でございますけれども、深田地区町道下里永峰線でございます。午後7時50分頃、あさぎり町深田東地内の町道で相手方の運転する車両が、対向車車両を避けるために、左側に寄った際に側溝のグレーチング蓋が、タイヤではね上がり、相手方車両のサスペンション及び燃料パイプを破損されたものでございます。3事故の原因、側溝の上部が一部破損しており、グレーチングの縁が浮いた状態になっていたためでございます。4事故の損害額、相手方車両修理額、31万7,916円です。5事故の責任割合、町100%、6損害賠償額、31万7,916円、7損害賠償金の補てん、損害賠償額は、町が加入する全国町村会総合賠償補償保険により全額補てんをされます。8和解事項、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して裁判上または裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し、示談を成立させることといたします。なお、示談成立は5月2日に成立をいたしております。9町の対策、側溝の破損部分の補修を行いました。また再発防止については、当該カ所周辺の全てのグレーチングを定期点検し、不具合のある蓋の交換を行っております。以上です。

◎議長（山口 和幸君） 農業振興課長。

●農業振興課長（甲斐 真也君） 続きまして、報告第9号につきまして説明をいたします。1ページをお願いいたします。専決第6号、和解及び損害賠償の額を定めることにつきまして、次のとおり和解をいたしましたので、損害賠償の額を定めるものとしたものです。1相手方、記載のとおりでございます。説明につきましては、次ページの説明資料により説明をさせていただきます。1当事者、農業振興課職員、記載のとおりでございます。2事故の発生状況、平成29年4月4日、上地区におきまして、午後4時頃、農家への文書配布のため、職員が公用車で走行していた際に、車道が狭く、見通しの悪い十字路、右側より走行してきた相手方の自動車に、公用車前方部を接触させ、相手方車両の左ドアを損傷させたものであります。3事故の損害額、町、6万8,537円。相手方、9万9,900円。4事故の責任割合、町30%、相手方70%。5損害賠償額、2万9,970円。6損害賠償金の補てん、損害賠償金は、町が加入する財団法人全国自治協会自動車損害共済により全額補てんされます。7和解事項、町は相手方に対し、本件事故の損害賠償金を支払い、当事者双方は、今後本件に関して、裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求をしないことを誓約し、4月26日に示談を成立したものとなります。以上で説明終わります。よろしく申し上げます。

◎議長（山口 和幸君） 報告が終わりました。それぞれについて質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

◎議長（山口 和幸君） ここで休憩をいたします。午後は1時30分より再開いたします。

休憩 午前11時56分

再開 午後 1時30分

## **日程第12 同意第1号**

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。日程第12、同意第1号、あさぎり町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。提出者の説明を求めます。町長。

●町長（愛甲 一典君） 同意第1号、あさぎり町教育委員会委員の任命同意について、あさぎり町教育委員会委員を次のとおり任命したいので議会の同意を求める。平成29年6月16日提出、あさぎり町長 愛甲一典。提案する方の、住所、氏名等を御説明いたします。住所、熊本県球磨郡あさぎり町岡原北768番地、氏名、桑原 茂和 様。生年月日、昭和20年10月30日。非常に教育にさまざまな角度から経験を持った方でございます。提案理由を申し上げます。あさぎり町教育委員会委員を任命するため、地方教育行政の

組織及び運営に関する法律、昭和31年、法律第162号、第4条第2項の規定により、議会の同意を求め  
るものがございます。どうか、同意いただきますようよろしくお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 提出者の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。  
ありませんね。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論あ  
りませんか。

（「なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから同意第1号を採決します。この採決は無記名投票で行います。議場の出入  
り口を閉じます。ただいまの出席議員数は16人です。次に、立会人を指名します。12番、奥田議員、1  
3番、久保田議員を指名します。投票用紙を配ります。念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成、反  
対の方は反対と記載願います。また、白票及び賛否が明らかでない投票は、否とみなします。

◎議長（山口 和幸君） 投票用紙の配布漏れはありませんか。無いですね。配付漏れなしと認めます。投票  
箱を点検いたします。異常なしと認めます。

◎議長（山口 和幸君） ただいまから投票を行います。1番議員から順番に行います。

◎議長（山口 和幸君） 投票漏れはありませんか。投票漏れなしと認めます。投票を終わります。開票を行  
います。奥田議員、久保田議員の開票の立ち会いをお願いいたします。

◎議長（山口 和幸君） 投票の結果を報告いたします。投票総数15票、有効投票15票、無効投票0票。  
有効投票のうち賛成票14票、反対票1票、以上のとおり賛成が多数です。したがって、同意第1号、あさ  
ぎり町教育委員の任命同意については、同意をすることに決定をいたしました。議場の出入り口を開きます。

### **日程第13 諮問第1号～日程第14 諮問第2号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第13、諮問第1号及び日程第14、諮問第2号の人権擁護委員の推薦につき  
意見を求めることについてを一括議題とします。お諮りします。本件は、お手元に配付しました、それぞ  
れの意見のとおり、適任と答申したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号及び諮問第2号はお手元に配付しま  
した意見のとおり、適任と答申することに決定しました。ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後1時40分

再開 午後1時54分

◎議長（山口 和幸君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

### **日程第15 発議第1号**

◎議長（山口 和幸君） 日程第15号、発議第1号、ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会設  
置に関する決議についてを議題とします。本案について、提出者の趣旨説明を求めます。12番奥田議員。

◎議員（12番 奥田 公人君） まず、ヘルシーランドリニューアルはですね、厚生常任委員会に付託され  
た審議事項であり、委員会で一丸となって取り組んでまいりました。今回、ふるさと振興社の物産館をヘル  
シーランド売店内に移設することの方向付けで、ふるさと振興社の運営についても協議することとなり、特  
別委員会の設置を検討することになり、ヘルシーランドリニューアルの議題が厚生常任委員会の手元から離

れることは、断腸の思いではありますが、ヘルシーランドリニューアルとふるさと振興社の課題を全議員で協議していくとの体制の中で苦渋の選択をいたしました。今後は全議員で協議を図り、最良の方向を示していただきたいと思い、特別委員会の設置の提案を行います。それでは朗読いたします。発議第1号、平成29年6月16日、あさぎり町議会議長、山口和幸様。提出者、あさぎり町議会議員、奥田公人、賛成者、あさぎり町議会議員、久保田久男、賛成者、あさぎり町議会議員、永井英治。ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会設置に関する決議、上記の議案を別紙のとおり会議規則第10条の規定により提出します。提出の理由、町は、公有財産利活用審議会の答申を受け、町の温泉施設について方向性を示した。ヘルシーランドは町民の健康と地域のニーズに応じた憩いと語らいの場としての温泉施設を目指し、リニューアルすることになっているが、有限会社あさぎり町ふるさと振興社との連携は、地域振興を図る上で不可欠であり、2元代表制の一翼を担う議会として、特別委員会を設置し調査する必要がある。ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会設置に関する決議。次のとおり、ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会を設置するものとする。記、1、名称、ヘルシーランド及びふるさと振興社調査特別委員会、2、設置の根拠、地方自治法第112条及び委員会条例第6条、3、目的、ヘルシーランドは町民の健康と地域のニーズに応じた憩いと語らいの場としての温泉施設を目指し、リニューアルすることになっているが、有限会社あさぎり町ふるさと振興社との連携は、地域振興を図る上で不可欠であり、2元代表制の一翼を担う議会として、特別委員会を設置し調査する必要がある。委員の定数、議長除く全議員、5、設置期間、調査終了まで、以上です。

◎議長（山口 和幸君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑ありませんか。質疑ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論ありませんか。討論ありませんね。

（「なし」の声あり）

◎議長（山口 和幸君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

◎議長（山口 和幸君） これから発議第1号を採決します。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

◎議長（山口 和幸君） 起立多数です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

#### **日程第16 広報調査特別委員会委員の辞任について**

◎議長（山口 和幸君） 日程第16、広報調査特別委員会委員の辞任についてを議題とします。6月15日に加賀山瑞津子委員、奥田公人委員、小出高明委員、豊永喜一委員から、広報調査特別委員を辞任したいとの申し出があります。お諮りします。本件は申し出のとおり、辞任を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり。）

◎議長（山口 和幸君） 異議なしと認めます。したがって、加賀山瑞津子委員、奥田公人委員、小出高明委員、豊永喜一委員の広報調査特別委員の辞任を許可することに決定しました。

#### **日程第17 広報調査特別委員会委員の選任について**

◎議長（山口 和幸君） 日程第17、広報調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。広報調査特別委員会委員に4人の欠員が生じたので、新しい委員の選任を行います。お諮りします。新しい委員については、委員会条例第8条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり、森岡勉議員、難波文美議員、小見田和行議員、徳永正道議員を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

◎議長(山口 和幸君) 異議なしと認めます。したがって、新委員として森岡勉議員、難波文美議員、小見田和行議員、徳永正道議員を選任することに決定いたしました。

### 日程第18 議員派遣について

◎議長(山口 和幸君) 日程第18、議員派遣についてを議題といたします。お諮りします。お手元に配付しました文書のとおり議員の派遣を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

◎議長(山口 和幸君) 異議なしと認めます。したがって、議員を派遣することに決定いたしました。お諮りします。議員派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任願いたいと思いますが御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

◎議長(山口 和幸君) 異議なしと認めます。したがって、議員の派遣の場所、期日等について変更が生じた場合は、議長に一任することに決定しました。

◎議長(山口 和幸君) お諮りします。本定例日の会議で、議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

◎議長(山口 和幸君) 異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定しました。

◎議長(山口 和幸君) これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。平成29年度あさぎり町議会第2回会議を閉会します。

●議会議務局長(片山 守君) 起立、礼、お疲れ様でした。

午後2時02分 閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長 山口 和 幸

署名議員 久 保 尚 人

署名議員 小 出 高 明



